

熊本県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和元年（2019年）11月28日から令和2年（2020年）1月21日までの間に実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年（2020年）4月28日

熊本県監査委員	福 島 誠 治
同	竹 中 潮
同	岩 下 栄 一
同	山 口 裕

1 監査対象機関

部 局 名	機 関 名
教育委員会	済々黌高等学校、熊本高等学校、第一高等学校、第二高等学校、熊本西高等学校、熊本北高等学校、東稜高等学校、湧心館高等学校、玉名高等学校、岱志高等学校、鹿本高等学校、菊池高等学校、大津高等学校、阿蘇中央高等学校、小国高等学校、高森高等学校、御船高等学校、甲佐高等学校、宇土高等学校、松橋高等学校、八代高等学校、八代清流高等学校、八代東高等学校、水俣高等学校、人吉高等学校、多良木高等学校、天草高等学校、牛深高等学校、上天草高等学校、熊本商業高等学校、球磨商業高等学校、球磨中央高等学校、鹿本商工高等学校、熊本工業高等学校、玉名工業高等学校、小川工業高等学校、八代工業高等学校、球磨工業高等学校、天草工業高等学校、熊本農業高等学校、北稜高等学校、鹿本農業高等学校、菊池農業高等学校、翔陽高等学校、矢部高等学校、八代農業高等学校、芦北高等学校、南稜高等学校、南稜高等学校（附則）、天草拓心高等学校、盲学校、熊本聾学校、熊本はばたき高等支援学校、ひのくに高等支援学校、熊本支援学校、熊本かがやきの森支援学校、松橋西支援学校、松橋支援学校、松橋東支援学校、荒尾支援学校、大津支援学校、菊池支援学校、黒石原支援学校、小国支援学校、芦北支援学校、球磨支援学校、天草支援学校、苓北支援学校、玉名高等学校附属中学校、宇土中学校、八代中学校

2 監査対象期間 平成30年度（2018年度）

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性・効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
教育委員会	菊池 高等学校	<p>(学校徴収金の取扱いについて)</p> <p>転退学者への返還金について、生徒ごとに速やかに精算すべきところ、翌年度9月に一括して返還している。</p> <p>なお、転退学者への返還金遅延については、昨年度監査においても課題とされたが、改善されていない。</p> <p>学校徴収金については、熊本県立学校学校徴収金取扱要項等に基づき、公費に準じた適正な会計処理等を行うこと。</p>
	松橋 高等学校	<p>(学校徴収金の取扱いについて)</p> <p>学校徴収金について、次の課題がある。</p> <p>また、昨年度の監査において課題とされ措置を講じたこと報告された課題について改善されていない。</p> <p>(1) 簿冊がない会計がある。</p> <p>(2) 支出、収入の決裁をせず、領収書も徴していないものがある。</p> <p>(3) 通帳と印鑑を同一人物が管理している。</p> <p>(4) 保護者等の監査を受けていないものがある。</p> <p>(5) 保護者等への決算報告が行われていない。</p> <p>(6) 納品検査をしていないものがある。</p> <p>(7) 卒業記念品を購入している。</p> <p>学校徴収金については、熊本県立学校学校徴収金取扱要項等に基づき、公費に準じた適正な会計処理等を行うこと。</p>
		<p>(管理主体・管理体制が不明確な資金の存在について)</p> <p>松橋高等学校において、百周年記念事業の残金が管理主体・管理体制が不明確な資金として存在し、十分な監査体制が整っておらず、決算報告等がなされていない。</p> <p>学校における私費会計について、令和元年(2019年)11月7日付け教人第1071号教育長通知(学校における私費会計の適正な事務処理等について)に基づき、適正な事務処理等を行うこと。</p>

	八代 高等学校	<p>(私費会計における不適正な事務処理及び管理主体・管理体制が不明確な資金の存在について)</p> <p>八代高等学校に存在する同窓会からの寄付金等を原資として積み立てられた資金(グローバル教育支援基金(通称))について、以下の課題がある。</p> <p>(1) 職員が公印(学校印)を無断で使用して当該資金(基金)の銀行口座を開設している。</p> <p>(2) 当該資金(基金)の銀行口座について、通帳及び通帳印を職員一人で管理していた。</p> <p>(3) 事務室にて取り扱う通帳について、金庫の管理簿へ記載されていなかった。</p> <p>(4) 学校における私費会計について、十分な監査体制が整っておらず、事務処理が不適正であった。</p> <p>八代高等学校に現存する管理主体・管理体制が不明確な資金については、その本質的な課題の究明を行い管理体制等を構築するとともに、県立学校における私費会計については、令和元年(2019年)11月7日付け教人第1071号教育長通知(学校における私費会計の適正な事務処理等について)等に基づき、適正な事務処理を行うこと。</p>
	翔陽 高等学校	<p>(委託料の管理について)</p> <p>町道三吉原北出口線植樹帯管理業務について、「熊本県」として大津町と受託契約を締結すべきところ、契約主体ではない「翔陽高等学校」で契約を行い、受託料30万円を県の歳入として受け入れず、学校管理としている。</p> <p>契約の際は「熊本県」として行うとともに、地方自治法に基づき、県の歳入として受け入れること。</p>
	荒尾 支援学校	<p>(職員の交通法規違反について)</p> <p>私用中の司法処分が課された交通法規違反(人身事故)が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>
	玉名 高等学校 附属中学校	<p>(職員の交通法規違反について)</p> <p>通勤中の司法処分が課された交通法規違反(人身事故)が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの

- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
教育委員会	高校教育課	<p>(生産品の記録について)</p> <p>高等学校における農業実習等に係る生産品については、物品取扱規則、同規則運用通達（管理調達課所管）及び熊本県立高等学校農業に関する学科等の生産品取扱要領（高校教育課所管）に基づき、①実習日誌、②生産調書、③生産品出納簿、④物品需要伝票を作成してその生産や販売等の処分を記録することとされている。</p> <p>上記①～④は様式が定められているが、いずれの様式も、生産物の種類ごとに生産数量や販売及び保管数量を記載することとなっており、記載項目が重複している。作成の手間に加え、同じような内容の書類をそれぞれチェックする必要もあり、現場における職員の負担感は小さくない。</p> <p>昨今の学校現場においては、教員の長時間労働が問題となっており、その現状を解消するため、働き方改革に対応した業務のコンパクト化は喫緊の課題である。</p> <p>適切な物品管理のための内部におけるけん制機能を確保しつつ、現場の実情を踏まえ、ICTの活用など、業務改善につながるような効率的かつ効果的な生産品管理の手法について、出納局と連携の上、検討されたい。</p>

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。